

「地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム）開設事業者募集要項」
に関する質問事項への回答について

標記募集要項に係る下記の質問事項について、次のとおり回答します。

質問
募集要項2（2）において、整備事業年度は、「 <u>原則として</u> 、令和8年度中に着工し、令和8年度末（令和9年3月末）までに竣工の上、介護保険法に基づく指定を受け、事業所を開設するものとします。」とされている。 これについて、大規模施設に併設した認知症高齢者グループホーム等の整備を考えており、単年度での竣工が困難であるが、建設費に係る補助金の交付を受けなければ、令和8年度着工・令和9年度末までに竣工というスケジュールで応募することは可能か。
回答
令和7年度の認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護の募集について、大規模施設と一体的に整備する場合において、建設費に係る補助金（施設整備費補助金）の交付を受けないときは、令和8年度着工・令和9年度末までに竣工する2か年での整備計画による応募は可能です。

担当	福祉局高齢社会部介護保険課 五郎丸・木下・今野	
電話・FAX	(TEL)	(FAX)
電子メール		